

		(イ) 傾斜路の縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 (ウ) 高低差が75センチメートルを超える場合は、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エ) 手すりを設けること。 (オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (カ) 傾斜路の上端及び下端に近接する園路及びその踊場の部分に、注意喚起用床材を敷設すること。	
	(3) 駐車施設	多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が50を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数50までごとに1を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。 ア 車いす使用者用駐車施設へ通する(1)の項に定める構造の出入口又は改札口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、(2)の項に定める構造のものとし、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 床面は、水平とすること。	公園
	(4) 案内表示等	1 案内板を設ける場合においては、当該案内板は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすい高さ、文字の大きさ、色合い等のものとすること。 2 視覚障害者に配慮した案内の設備を設ける場合においては、必要に応じて、音声により知らせる装置、誘導用床材等を敷設すること。	公園
5 路外駐車場	(1) 出入口	次に定める構造の出入口を1以上設けること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	路外駐車場
	(2) 敷地内の通路	(1)の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内のを120センチメートル以上とすること。 (イ) 手すりを設けること。 (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (エ) 高低差が300センチメートルを超える場合は、高低差300センチメートル以内ごとに踏幅140センチメートル以上の踊場を設けること。 (オ) 段の上端及び下端に近接する通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 ウ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえ	路外駐車場

	を使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。 エ 幅員は、120センチメートル以上とすること。 オ 高低差がある場合においては、力に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 カ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内のを120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。 (イ) こう配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合、8分の1）以下とすること。 (ウ) 高低差が75センチメートルを超える場合においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エ) 手すりを設けること。 (オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (カ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	
(3) 駐車施設	多数の者が利用する駐車施設には、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が50を超える場合にあつては、1にその超える駐車台数50までごとに1を加えた数以上）設けること。 ア 車いす使用者用駐車施設へ通する(1)の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、(2)の項に定める構造のものとし、(1)の項の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 床面は、水平とすること。	路外駐車場で全駐車台数が20以上のもの

- 備考 1 この表の1の部の右欄に掲げる「建築物」とは、別表第1の1の部の左欄に掲げるすべての建築物をいう。
- 2 この表の3の部の右欄に掲げる「道路」とは、別表第1の3の部の左欄に掲げるすべての道路をいう。
- 3 この表の4の部の右欄に掲げる「公園」とは、別表第1の4の部の左欄に掲げるすべての公園等をいう。
- 4 前3号に定めるもののほか、この表の右欄に掲げる用語の意義は、別表第1の左欄に定めるところによる。

別表第3 (第5条関係)

特定都市施設		区 分	項 目
1 建築物	別表第1の1の部(1)の項ア～ウ、(2)の項ア～ウ、(3)の項ア～ケ、(4)～(6)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)から(21)までの項に掲げる項目
	別表第1の1の部(1)の項エ及びオ、(2)の項エ～カ、(3)の項コ～テ、(7)及び(8)の項に掲げるもの	用途面積100平方メートル以上300平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)及び(2)の項に掲げる項目
		用途面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)から(6)まで及び(10)から(18)までの項に掲げる項目
		用途面積1,000平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)から(8)まで及び(10)から(18)までの項に掲げる項目
	別表第1の1の部(9)～(21)の項に掲げるもの	用途面積100平方メートル以上300平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)及び(2)の項に掲げる項目
		用途面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)から(5)まで、(10)から(18)まで及び(22)の項に掲げる項目
		用途面積1,000平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)から(8)まで、(10)から(18)まで及び(22)の項に掲げる項目
	別表第1の1の部(25)の項に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が2,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)から(5)まで及び(10)から(21)までの項に掲げる項目
		1日当たりの平均乗降客数が2,000人以上5,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)から(8)まで及び(10)から(21)までの項に掲げる項目
		1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の1の部(1)から(21)までの項に掲げる項目
2 建築物以外の 公共交通機関の施設	別表第1の2の部に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が5,000人未満のもの	別表第2の2の部(1)から(4)まで及び(6)の項に掲げる項目
		1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の2の部(1)から(6)までの項に掲げる項目
3 道路	別表第1の3の部に掲げるもの		別表第2の3の部(1)及び(2)の項に掲げる項目

4 公園	別表第1の4の部(1) の項に掲げるもの		別表第2の4の部(1)から(4)までの項に掲 げる項目
	別表第1の4の部(2) の項に掲げるもの		別表第2の4の部(1)、(3)及び(4)の項に掲 げる項目
	別表第1の4の部(3) 及び(4)の項に掲げる もの		別表第2の4の部(1)から(4)までの項に掲 げる項目
5 路外駐 車場	別表第1の5の部に掲げ るもの		別表第2の5の部(1)及び(2)の項に掲げる項 目

備考 この表の左欄に掲げるものは、それぞれこの表の右欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。